

## 基 調 提 案

### 1. はじめに

人権と平和をめぐる世界情勢について、ウクライナではいまだロシアによる軍事攻撃は止まず、中東パレスチナにおいても、10月10日に停戦合意がなされたものの、イスラエル側からの散発的な空爆等により子どもを含む数百人の死亡が報道されています。合意の第二段階ではパレスチナの主権は認められず、米英による委任統治の再来であるとの懸念も示されています。これらの戦争においては、国際連合安全保障理事会で何度も停戦が呼びかけられ、加盟国に拘束力を持つ決議の採択が試みられましたが、そのたびに「P5」と呼ばれる米英仏中ロの安保理常任理事国が持つ拒否権により成立することができませんでした。国連の機能不全が指摘される中、この9月には第80回の国連総会が開催されましたが、持続可能な開発目標（SDGs）が全会一致で採択された10年前とは一変し、重苦しい空気に包まれ会期を終えました。一方で、国連の主要機関である国際司法裁判所（ICJ）にはウクライナ侵攻やガザ攻撃を受けた提訴がなされ、戦争の停止を求める暫定措置命令やパレスチナ占領の違法性を明確にした勧告的意見が出されています。また国際刑事裁判所（ICC）ではプーチン大統領やネタニヤフ首相らに逮捕状が発布されました。現在、ICJ,ICC それぞれの所長を二人の日本人が担っています。国連がその普遍的理想的を手放すことのないよう、私たちも注視していく必要があります。

日本においては10月4日、高市早苗氏が自民党総裁に就任し、26年間に渡る自公連立政権の幕が閉じられると、日本維新の会との協力体制が樹立されるなど目まぐるしい政局の動きがあり 21日、憲政史上初めての女性首相が誕生しました。アベノミクスを掲げた第二次安倍政権のもとでは、生活扶助基準の引き下げを断行した本人であり、米国への従属と軍事費増強に前のめりの立場は、自民党内での右派強硬派の支持をとりつけながらの首相就任です。ただし、生活扶助基準の見直しについては、受給者による違法・違憲訴訟が提訴され本年6月に最高裁判決により違法と判断されています。少数与党としての政権運営に変わりはなく、今後は国民受けの良い野党の要望も小出しに引き受け

つつ、円安からの株高誘導を維持することで、庶民にとっては物価高による苦しい生活は続きます。野党の側も、よって立つイデオロギーは乱立する状況で、それぞれの党が中道を自認しアピールすることで、人権状況としては従来の価値観に引きずられ、差別を固定化しかねない恐れがあります。SNS 上に跋扈する言説が熟慮を拒む傾向に拍車をかけていると言えます。

## 2. 『人権侵害救済法』制定が望まれる現状について

本年 1 月には、法務省が「人権教育・啓発に関する基本計画（第 2 次）」について意見募集をおこない、6 月には「基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。インターネット上の人権侵害について「課題横断的な人権課題に対する取組」が示されています。偽情報や誹謗中傷、差別情報に対するメディア・リテラシー、情報モラルなどを課題として取り組むと同時に自治体の「人権教育・啓発基本計画」の策定・改正に活用していくことが重要です。

全国の自治体では、20 都府県で人権条例が策定され、部落差別に関する条例が 8 府県、インターネット上の誹謗中傷に関する条例が 2 府県で制定されています。生活圏における身近な自治体での条例制定は、市民への啓発という観点からも重要です。

企業の取り組みとしても、人権デューデリジェンス（人権DD）として、人権侵害の予防や改善が取り組まれ、LGBTQ+への差別撤廃を求める「レインボープライド」への協賛や参加など取り組みが広がっています。選択的夫婦別姓の法制化についても、経済団体連合会や経済同友会などは、日本社会の国際的な信用を高めるためにも必要として、政府に要望書を出しています。具体的な立法措置へと舵を切る政府の姿勢が求められています。

「情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）」が本年 4 月 1 日から施行されました。「情プラ法」の対象業者としては、メタ、X（旧ツイッター）、LINE（ライン）ヤフー、グーグル、TikTok（ティックトック）など運営企業 9 社を指定しました。今後、対象事業者には、削除に関するガイドラインの策定のほか、「侵害情報調査専門員」の選任や、削除要請窓口の整備のほか、削除要請から 7 日間のうちに削除の有無と理由を通知するなどの迅速化も義務付けられます。今後の改善点としては、中小事業者にも法改正の内容を周知することや、自治体などの公的機関が削除要請を代行できることなどが求められています。

ます。

一方で選挙期間中の誹謗中傷、ニセ情報等については、公職選挙法の関係でその「表現」をやめさせることができないという問題もあります。極端な言説や、アルゴリズム機能により人々を一定の判断へ誘導し、それが選挙結果を左右するという事態がすでに進行しています。「民意」を盾に独断的な権力が行使されることで、かつての全体主義社会が到来しないように警戒していく必要があります。

### 3. 今後の取り組み課題と展望

京都市内の被差別部落としては、部落解放同盟京都市協議会に結集する 11 の支部（地域）がありますが、その大半は同和対策事業特別措置法による地区改良事業によって、改良住宅が立ち並ぶ地域となっています。エレベーターのない 5 階建て住宅に、耐震の問題があり風呂もないという築 40 年以上の住宅についてこの間、建て替え事業が進行し、養正、三条、壬生の 3 地域では今年の夏に第一弾の竣工、住民の引っ越しがおこなわれています。特措法の失効から地区実態調査が 30 年ほど行われていない現状において、この事業を通じて明らかになったのは急速に進む地域の高齢化と疲弊の実態です。「改良住宅」との位置づけがありつつ、一般的の「市営住宅」の基準を順次適用してきたことから、地域では一定の収入がある壮年層は流出していきました。もちろん今ある現状は、一挙に形作られた姿ではなく、予想された段階から「福祉で人権のまちづくり」のスローガンのもと、まちづくり協議会などの取り組みもなされましたが、住民の主体性のみに改善を求める限界が明白になっています。

こうした状況の地域に入り込み、「部落探訪」と称した差別動画をネット上にアップする行為が繰り返されています。京都市の各地域も標的となっていますが、現在、大阪、埼玉、新潟において裁判がおこなわれています。「部落地名総監」をネット上にアップした人物と同じ者の行為であり、こちらについては部落の所在地情報（地名）リストが、差別目的の判定に使われると認められ公開の差し止め・損害賠償が昨年最高裁で確定しました。こうしたアウティング行為は憲法 14 条をひいて「差別を受けず平穏な生活を送る人格的利害を侵害している」と厳しく批判されたのです。しかしながら、差別をこうむった「被害者」がそのつど裁判に訴えることでしか被害回復の可能性を望むことが

できないこと。またたとえ裁判に訴えたとしても加害者からの二次被害や判決の妥当性が不十分である点など、権利回復に至らないケースもある点からも、差別禁止法や法に基づく国内人権委員会が存在しない現状は、容認しがたいものです。

また一方でこうしたアウティングに対する警告としての判例が、部落差別解消のための研究や講演会、啓発行為において「地名」をふせ、明記しないという事態を招いています。このことは例えるならば、差別を跳ね返すためのカミングアウトをむしろ抑圧する行為に等しいものです。私たちは常に、自らがおかれていたりおかれている関係性に基づいて、主体的に判断する必要があるのであり、単純に「部落」をタブー視することで言及を避けることは差別解消を阻害することになります。部落問題を語る上での二面性にしっかりと向き合い、考えることが大切です。そうした意味でも、個別の事例に伴う差別事象に対して丁寧に対応できる、被差別当事者を含む人権委員会が設置されることが求められるのであり、そのための包括的差別禁止法の設置が急務となります。

#### 4. 具体的な取り組み

私たち京都市実行委員会では、以上のような課題を具体化させ「部落解放・人権政策確立要求」を勝ち取るべく次の運動を展開します。

- (1) 部落差別解消推進法の具体化を国・地方自治体に求め、中央実行委員会、京都府実行委員会の運動方針にもとづき、積極的に活動していきます。引き続き衆参国會議員に要請行動を行います。
- (2) あいつぐ差別事件・差別事象を広く市民に訴え、その解決に向けて広範な市民と連携し、ともに取り組んでいきます。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を活用し、憲法月間事業、人権月間事業などをおこないます。
- (4) 戸籍謄本等の不正請求を抑止するために、事前登録型本人通知制度の登録拡大にむけて取り組みを進め、戸籍制度の弊害についてより広く訴えていきます。
- (5) 加盟諸団体の部落問題学習・研究等に積極的に参加していきます。
- (6) 部落問題をはじめとしたあらゆる差別撤廃の活動に協賛・参加していきます。